

消費税を5%に減税し、地域循環経済に転換を

【原田議員】日本共産党の原田完です。通告に基づき知事と関係理事者に質問いたします。

まず、経済の現状についての認識です。コロナ感染症蔓延の中、京都府政の在り方が大きく問われています。自民党政府の感染拡大防止対策は後手になり、経済支援の制度は特定の企業へ丸投げ利益誘導、不透明な委託と硬直した運用に国民の怒りが広がり、府民生活にも大きな負の陰を落としています。

経済が極めて深刻な事態に陥ったのは、消費税10%増税の強行にあります。内閣府は7月30日、景気拡大局面が2018年10月で、後退としました。安倍政権は今年初旬まで「回復」、景気拡大は「戦後最長」としていました。消費税の8%で弱かった個人消費が落ち込み、米中貿易摩擦などの影響で景気後退し、消費税率10%への強行が景気後退を深刻化させ、大不況を招いた責任は重大で安倍政権の景気判断の偽りと、大失政が厳しく問われなければなりません。

異次元の金融緩和と財政出動、「規制緩和」の「アベノミクス」で、大企業は内部留保をため込み、大資産家は実体経済と遊離した株高で莫大な利益を得ました。その一方で、労働者の実質賃金は下がり続け、家計消費支出は冷え込みました。貧困と格差を拡大したのが「アベノミクス」の実態です。

西脇知事は、政府の偽りの発表を受け、私たちの真摯な議論を受け止められませんでした。

各種統計DI値等の数値、府民の実感、肌感覚で安倍政権の虚偽ともいえるべき景況判断に疑問符を持った府政運営がなされていれば、景気対策、地域経済振興策は私たちが提案し、求めてきた施策が活かされたのではないかと思います。

そこで伺います。知事は議会のたびに日銀の短観等を理由に景気後退はないと中小企業団体中央会等の景況実態と乖離した答弁をしてきました。政府の18年からの後退期との発表に、これまでの答弁を振り返ってどのような思っているのかお聞かせください。

また、コロナ禍で諸外国では有効な経済対策として、消費税の減税実施の国が増えていますが、これまで答弁では国の事として、知事としての考えは示されませんでした。消費税減税の有効性をどのように認識されているのかお聞かせください。また、消費税率を5%に減税し、社会保険料の軽減など地域経済を支えるため国に求めるべきではありませんか。いかがですか。

また、地域経済の振興にあたって、大企業は賃金の安い海外生産で国内産業の衰退、後退を招いているが、GDPの60%を支える個人消費、中小企業に光を当てた地域循環経済へのシフトへの変換が必要ではないかと思うがいかがですか。ここまでをお願いします。

【西脇知事・答弁】原田議員のご質問にお答えします。

経済の現状に対する認識についてでございます。

これまでの私の答弁では、日本銀行京都支店の管内金融経済概況など、公的機関の景況判断をベースに、京都府の中小企業応援隊の企業訪問などで得られた情報、例えば人件費や原材料費の上昇による利益確保の難しさや、消費税引き上げに関する懸念なども加えまして、その時々の実態に即した景況感を答弁をしております。

その上でコロナ禍における厳しい経済状況を踏まえて、累次にわたり補正予算を編成し、あらゆる施策を総動員して中小企業の事業継続や雇用維持のための経済対策を講じてきたところでございます。その他の質問につきましては関係理事者から答弁させていただきます。

【鈴木商工労働観光部長】 消費税率の引き下げと社会保険料の軽減についてでございます。

コロナ禍の経済対策の一つとして、日本の消費税にあたる付加価値税の減税に行なっている国もあることは承知しておりますが、我が国の消費税のあり方については、少子高齢化社会における社会保障財源の問題も踏まえ、国において検討されるべきものであります。

また社会保険料につきましては、直接保険給付を受ける労働者と事業主双方で応分の負担を行うことが基本であると考えております。

次に地域循環経済への転換についてでございます。地域循環経済の果たす役割は認識しておりますが、京都経済をそれだけで支えることは困難でございます。例えば京都を代表する伝統産業では、海外からも貴重な材料を調達し、京都の持つ高い技術力で商品をつくり、国内外の高級品市場に出荷し、産業として成り立っております。今後もこのように京都産業の特徴を生かし、世界中から多様な人材や知恵を集め、内需と外需のバランスが取れた産業となるよう取り組んでまいりたいと考えております。

【原田議員】 ご答弁をいただきましたけれど、まったく的を外れているのではないかと。国そのものが景気後退ということ認めざるを得ない、そういう中でのこの間の答弁に対する知事の考え方をしっかりお伺いしたいと思いましたが、残念ながらその点では触れられていないということでもあります。引き続き府民を代表する知事として、京都経済の中小企業や府民の暮らしに責任を持つ代表としての姿勢を示すことが求められます。

府民目線で府政運営を求めると共に、実体経済の動きには府民の肌感覚、実感、実態での経済動向を正面から受け止めた地域循環経済への転換を再度強く求めて次の質問に移ります。

家族農業、小規模農業を守り、新規就農者の暮らしが成り立つ支援を

【原田議員】 次に京都の基幹産業としての農業に係わってお伺いします。

国連が「家族農業年の10年」を採択しました。輸出偏重や大規模化、企業的農業を推進してきた世界の農政が、家族農業の危機を広げ、貧困や格差、飢餓を拡大し、地球環境の悪化への反省からです。国連総会は、さらに小規模・家族農業の役割を「食料主権」「種子の権利」などを定めた「農民の権利宣言」を採択しています。持続可能な世界を展望する上で家族農業の役割が、世界の共通認識であることを示しています。

ところが、自民党政権は「家族農業の10年」に賛成しながら、輸入自由化と「競争力強化」

を口実に、農協や農地制度、種子法など戦後の農業や家族経営を守ってきた諸制度を壊してきました。「攻めの農政」と大規模化、競争力一辺倒の農政で中小農家の離農を加速させ、中山間地の農地を荒廃させるなど生産基盤の弱体化に拍車をかけています。

また、歴代自民政権はアメリカや財界の言いなりに食料を外国にゆだね、農産物の輸入自由化を進め、国内農業は、外国産と競合しない作物や分野に狭められ、多くの農業経営が成り立たなくされ、若者が安心して農業に就ける条件が著しく損なわれてきました。

そこで伺います。日本の農業経営の98%は家族経営であり、国民の食料供給の大半を担い、中山間地を含めて住民の暮らし、国土や環境を守ってきました。それがいま、歴代政権の農業つぶしによって急速な減少と高齢化が進み、深刻な危機にありますがその認識はいかがですか。

T P P 11 や日欧E P A、日米F T Aなど輸入自由化路線をやめ、国内農業の増産を可能にする貿易ルール＝食料主権を回復することが必要です。国土条件をフルに生かした農林漁業の多面的な発展、価格保証や所得補償などによる農業経営条件の抜本的な改善、若者が安心して就農できる条件の整備などで家族経営が成り立ち、農業の多様な担い手を大幅に増やすことなどが急務です。そのために京都府として、京都の基本となっている家族農業、小規模農業でどのような対策、支援が検討され、実施され様としているのか様々な家族農業・農家をどう支援するのかお聞かせください。

このコロナ禍の3月、政府の農業基本計画が国民にはほとんど知らされないまま閣議決定されました。基本計画には1999年に農業基本法が作られ、5年ごとに自給率の向上、農業振興で10年間を見据えた計画のはずでした。

今日の日本農業は危機的な状況です。2000年以降20年間で基幹的農業従事者234万にから140万に、農業の担い手は70歳以上が42%、60歳以上では80%と高齢化です。京都府の実態は販売農家が32,500から17,500へ総農家数でも46,600軒が30,700軒と激減し、耕地面積では昭和33年57,000haが令和元年に29,900haへと半減しました。農業を支えてきた家族農業、小規模農家の減少、高齢化で現役世代の引退が急増しています。

耕作放棄地は増え続けています。地域農業はごく一部の人の踏ん張りで支えられており、私の知人は伊根町で自分の集落の約8割の農作業を請け負っており、園部の新堂の知人も集落の約7割を耕作です。この人たちが倒れたら、この農地は守られる見通しがありません。

食料・農業・農村基本法は「食料安定供給は国内農業生産の増大を図る」とし自給率はその向上を図ることをと明記され、自給率の向上は農政の最大の目標で農業の憲法と言われる基本法に位置付けられています。

現状は食料の6割が外国頼みで生存基盤を土台から脅かし、国の自立すら危うくするものです。

自給率は1965年の73%から一貫して減少し続け1990年代には40%で2017年に39%、1993年は戦後最大の不作で37%でしたが、2018年度の37%は平時に起きています。19年度は38%ですが、深刻な事態は脱していません。今年はコロナでコメ消費の落込み、余剰米問題が懸念され20年産米の米価は不安定な状態となっています。余剰米の隔離等で米価を守ることが

求められます。

基本計画は過去の4回は目標を45%、50%を掲げてきたが国内生産は縮小し、自給率目標とは乖離が広がるばかりですが、原因と歴代政府の農政を検証せず、しかも規制緩和で関税引き下げ、輸入拡大、コメ消費の減少にも拘わらず米の輸入拡大を推し進めています。

新基本計画には、人口減少、高齢化の進展、食生活の多様性などがいわれているが、過去の議論の繰り返しで、自給率向上の実効性ある対策はありません。

自給率向上対策はないもとので、ブランド化や農業の輸出産業化で5兆円輸出を掲げています。確かに食品輸出は9800億円まで拡大されたが、輸入食材を加工しての輸出が主力で、日本産食材そのものの輸出は1000億円程度であり、農業生産の拡大はありません。

そこで伺います。京都の農業をどの様に位置付けた農政を進めようとしているのでしょうか。また基本計画を語る述べてきた現状で、京都農政の振興との係わりで新基本計画をどう受け止めておられるのかお聞かせください。

最近の農業での新規就農は、160人程だが園芸野菜であり、水田を活用した主食のコメ作りが減少し続けています。耕作面積で言えば5割を超える米作りであり、多様な農家をいかに支えるのか。お聞かせください。

米農家の収入の大きな支えであった戸別所得補償の復活や各種農業共済の加入促進支援事業として、保険料への助成、何よりも収入保険加入条件の青色申告の規制の緩和、保険料軽減措置の提言を国に求めるべきではありませんか。同時に京都府として独自の支援策を講じることが求められます。いかがですか。

集落営農組織は10年が過ぎて主要メンバーの高齢化、機械の更新も大きな負担となり存続を左右する事態となっています。農業機械更新支援は基準の引き下げでバックアップが求められます。国への働きかけと府としての支援が求められますが如何ですか。またどのように後継者づくりをしようとしているのかお聞かせください。

水稻への新規就農者を確保するには特別な支援制度の創設が必要ではないでしょうか、例えば府として財政的支援をして人的支援で地域に入り米作りを支援し、集落営農等への積極的関与し、自らも独立への準備となるよう新規就農者の暮らしが成り立つ支援が求められるのではないかと。如何ですか

農業者の権利を奪う種苗法改定に反対 京都府種子条例の制定を

もう一つ、大きな問題として先の国会で種苗法改定案が準備され農民や著名人からの疑問や反対の声が強まり、法案は継続審議となりましたが農業の健全な持続に係わる重要な問題であり廃案にすべきです。

廃止された種子法では主要作物を各自治体で地域の気候風土に合った種子の開発と原原種、原種の種籾づくりを公的機関が取り組み農業振興に寄与してきました。

野菜等は伝統的な固定種で価格も安く各農家が自由に種取りできたが、今は野菜もF1に代わり種の値段も引き上げられ、遺伝子組み換え種子はこの20年間で約3倍に値上がりしました。農作物価格は横ばいで農家収入は減少しています。

T P PやF T A等で自由化促進、残留農薬問題や遺伝子組み換えや成長ホルモン等を与えた肉類などの食生活は健康への不安が増大し、更に種苗法で種子が守れなくなれば重大な事態になりかねません。

今回の種苗法には農家の種子の許諾料によって高騰することも考えられます。

農作物は長い年月掛けて改良が行われ、農家が育成改良に関り、作られてきたものであり、農家の努力が蓄積されています。種苗法の立法に関わった専門家が品種改良は農家の自家増殖と改良の努力なしには発展しえなかった。自家増殖を禁止すれば育種は低下と指摘しています。また、種苗法の改定の理由に種苗の海外流出と自己増殖を許すと新品種開発が困難にと言われています。しかし海外流出は相手国で期限内に国や行政が新種登録を怠らなければ流出は起きず、栽培は抑えられます。自家増殖で新品種がと言うが同じ土地で連続採種していれば劣化することは実証されており、現に農家は定期的に反復して種子は購入しています。挿し木で増える果樹等は現行の種苗法で農林省が指定することで禁止できる仕組みとなっています。

現在の種苗法は改定しなくても育成者の権利を考慮したものであり、育成者と農業者の自家増殖権は農業にとってバランスで成り立ってきました。

そこで伺います。京都府は農林水産技術センターで各種種苗の気候や地域に合った品種改良を進め、農業振興にその役割を果たしてきているが、種子法の廃止、そして今回の種苗法の改定がなされれば、京都の農業に与える影響についてどのように捉えていますか。

新たな種苗法で危惧する問題は判定制度と推定制度です。推定制度は特性表が判定の根拠となり、権利者から侵害と訴えられれば、農業者は反証責任が生まれ、大企業などの権利者は優位になります。京都の農業を振興する行政としてどのような認識なのでしょうか。お聞かせください。

京都府の種子は農林水産技術センターや原種農場での原原種や原種の栽培と種子の普及、品種の改良、発芽試験等品質管理、主要穀物と京野菜等で京都の農業を支える役割を果たしてきています。いま全国ですでに21県で種子条令が制定されているが、国は民間への開放を方針としているが種子価格の安定、コメ等の新品種の開発など地域あった種子、多様性を支える農家の経営を守るうえでも種子条令の制定を行うべきではありませんか。いかがですか。ここまでお答えください。

【沼田農林水産部長】 家族農業の位置づけについてでございます。

本年3月に国の食料・農業・農村基本計画が改定され、今回新たに家族経営が地域経済を下支えする重要な担い手として位置づけられ、中小、家族経営など多様な形態の生産基盤の強化を通じて、農業経営の底上げをするという方針が示されました。

京都府は中山間地域を約7割に抱えておりますが、営農条件の厳しい地域においては、人口減少や高齢化により、生産効率が低下するなど、地域農業を維持することは厳しい状況になっておると認識しております。

京都府では従来から小規模な家族経営が地域農業の維持に果たす役割は大きいとの考えか

ら、従来から支援をしてきました。具体的には付加価値の高い農業をめざす家族経営には、ブランド京野菜などに転換されるよう、パイプハウス導入等の支援を行い、兼業農家には地域農業へのかかわりが持続されるよう、集落営農への参画を誘導し、共同利用機械の導入支援などを行ってまいりました。

こうした取り組みにより、水菜や万願寺とうがらしなどの京野菜産地が形成されるとともに、府内農村集落の約4割にあたる665集落に集落営農組織が設立され、地域農業の維持、発展が一定程度促進されたと考えております。

今後とも国の基本計画に基づいて、予算化が見込まれる家族経営に対する支援施策の活用について検討するとともに、農業改良普及センターを核とした京の農業応援隊による伴走支援を強化し、効率化に向けたスマート農業の生産対策と、生産物が有利に取引されるよう販売対策などの支援を引き続き行うことで、地域農業が多様な担い手でしっかりと守られていくよう施策を推進してまいります。

次に国の食料・農業・農村基本計画についてでございます。

今回の基本計画の改定では、農業の成長産業化に向けた農政改革を引き続き推進するとした上で、新たに一つ目中小家族経営など多様な形態の生産基盤の強化、二つ目スマート農業の現場実走の加速化、三つ目農村地域に寄りそった現場ニーズの把握や課題解決の推進などが、追加拡充されたところであります。京都府ではこれまでから多様な農家を個々に支援する京の農業応援隊や、地域に寄りそった伴走支援により、中山間地域を中心としたスマート農業の実走普及、農村コミュニティを支える体制や地域資源の活用による生業づくりなどに取り組んでいるところであり、今回の国の基本計画の新たな方向性は京都府の抱える課題解決にもつながると認識しております。今後とも昨年12月に策定しました京都府農林水産ビジョンの重点戦略に基づき、多様な担い手が支える農山漁村地域の構築、持続可能な地域コミュニティの形成と住民の暮らしの維持などの実現に向けて、国の施策と府の独自のきめ細やかな施策を組み合わせ、現場に寄りそった支援を行ってまいりたいと考えております。

次に農業支援施策についてでございます。稲作の維持、発展には食用米の生産性向上と有利販売を推進するとともに、加工原料米の導入、拡大を検討するなど、収益性を向上させることが必要と考えております。このため京都府では生産面では共同利用機械の導入支援に加えて、高温に強い新品種の育成などに取り組み、販売面では京のプレミアム米コンテストの開催等によるブランド化を推進しております。さらに酒造メーカーと連携した酒米の生産拡大に取り組んでおるところでございます。今後も米生産への一律の所得補償ではなく、こうした担い手や産地の状況に応じた支援を強化してまいりたいと考えております。

水稻のセーフティネットにつきましては、従来からの共済制度と、平成29年に制度化された収入保険制度がございますが、災害や価格低下など米以外の品目も含めた経営全体の収入減少を補填する収入保険制度への移行が重要と考えております。

しかしながら京都府での収入保険制度への加入は4%にとどまっており、加入者を増やすため京都府では現場の声もお聞きし、掛金の引き下げ、保証満額給付に必要な5年間の青色申告の期間短縮、そして途中加入を可能とする弾力的運用など、国へ要望しているところでございます。今後とも農業共済組合との情報共有体制をつくり、農家への制度周知やフォロー

ーアップへつなげてまいりたいと考えております。

集落営農組織の機械導入と後継者育成についてでございます。京都府では地域農業の存続を左右する集落営農組織を支えるため、これまでから共同利用機械を導入できるよう地域や組織の実態に応じた対策に取り組んでまいりました。具体的にはこれまでは規模拡大や品目転換を機械導入の要件としておりましたが、昨年度からはこの要件にかかわらず、省力化につながると認められた場合には、スマート農業機械の導入が可能となるよう拡大を致したところでございます。またスマート農業機械は高額であるため、小規模経営での導入が困難であることから、小型で低価格な機械の開発を国に強く要望するとともに、京都府といたしましては各地域の条件に沿ったカスタマイズに取り組んでまいりたいと考えております。

集落営農組織の後継者につきましては、亀岡市のある組織では農業大学の卒業生が最新機械を駆使し、作業の効率化を図るなど、後継者として大いに期待されている事例もあり、こうした人材確保を支援してまいりたいと考えております。

水稻の新規就農者確保についてであります。京都府では先ほど申し上げました亀岡市での事例のように農業大学校や担い手養成実践農場によりまして、集落営農組織などで営農者として働く担い手も養成してきております。しかしながら平成30年度に実施しました集落営農アンケートでは、約7割の組織で後継者がおらず、若い人材を受け入れたい、が体制づくりや人件費の確保がなかなか難しいとの声が上がっております。こうした組織では若い人材が安心して働けるよう法人化すること、稲作の規模拡大に向けた広域化や収益性の高い作物との複合経営化などを実施し、所得を上げ、人件費を捻出することが必要と考えております。

そのため現在各組織の実態に合った活動計画を営農プランとして提案するため、各農業改良福祉センターを中心に、集落営農組織活性化チームを編成し、組織との意見交換を開始しているところでございます。今後こうした現地の動きや情報をもとに、集落営農組織や営農者支援に向けた、総合的な施策の検討を進めてまいりたいと考えております。

次に種子法及び種苗法についてであります。初めに種苗法についてであります。種苗法は登録品種の育成者権を保護することを目的としており、今回の改正案は海外流出を防止することと権利侵害を立証しやすくすることが柱となっております。京都府といたしましては、本改正により、京野菜や酒米等の府の登録品種の府外流出を防ぎ、ブランド産地を守ることが可能になると考えているところでございます。また権利侵害にかかわる農業者への影響は、米や野菜、果樹等の8割以上が国や都道府県の登録品種や利用制限を受けない一般品種であるため、影響は限定的と考えられますが、農業者が不安なく適切に品種を利用されるよう、制度の周知を図ってまいりたいと考えております。

次に主要農作物種子法についてでございます。京都府では平成30年の法廃止と同時に種子生産と供給に関する府の責務を定める要領を制定致しました。条例を制定せずともこの要領に基づき、これまでと同様に京都府原種農場における種子生産と京都府の普及指導員による種子検査体制を維持し、引き続き農業者に優良種子を安定的に供給できるよう取り組んでまいります。また米等の種子開発につきましては、京都府農林水産技術センターを核に、新品種の育成や酒造好適米への改良を行っており、引き続き京都農業の発展に取り組んでまいりたいと考えております。

【原田議員】 ご答弁をいただきました。残念ながら本当に今、国の方がこれまでからスマート農場の関連でも、その耕作面積その他での条件も含め、確かに京都府からも要請をしているけれども、現実にはその改善がはかられていないというのが実態であり、そのところへのしっかりとした、いくら言葉上では家族農業を支えると言いながら、その実態としてはそのことに全く結びついていないのが今の施策の実態ですから、そこに対するしっかりとした注文を、京都府としても引き続き強めていただきながら家族農業を支える取り組みをお願いしたいと思います。

同時に種子法の関係も、今要項で言っていますけれども国の財源、交付措置がいつまで続くのか、その財源保障がないもとでは継続することが難しいということもありますので、これは財政保証も含めて対応できる条例の制定を強く求めて質問を終わります。

ご清聴ありがとうございました。

以上